

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 印  
電話番号  
メール

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条  
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条  
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条 の規定

により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

- 注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
  - 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
  - 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
  - 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
    - 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
    - 当該各役員の住所又は居所を証する書面
  - 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。
  - 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。